

## 入札される方へ

- 1 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、公簿等を閲覧するなどしたうえで、入札してください。  
見取図・写真等は、現地の状況をイメージしやすくするために作成したもので、縮尺・境界等、実際と異なる場合があります。あくまで参考としてお考えください。
- 2 執行機関は、公売財産の引渡し義務を負いません。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等に対しての明渡し請求、前所有者からの鍵の引渡しなどは、買受人に行っていただくことになります。  
また、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 3 執行機関は、瑕疵担保責任を負いません。
- 4 入札の手続などは、「公売のしおり」をご覧ください。
- 5 入札当日は、次のものが必要になりますので、ご持参ください。

<b>公売保証金</b>	現金又は小切手（群馬中央手形交換所参加地域を支払地とする銀行、信用金庫振出の預金小切手に限ります）	
<b>印 鑑</b>	個人が入札する場合：本人の印鑑 法人が入札する場合：法人の代表者印（実印） 代理人が入札する場合：代理人の印鑑 ※代理人が入札する場合は、本人の委任状が必要です。 ※印鑑はスタンプ式のものは不可とします。	
<b>収入印紙 (200円)</b>	入札者が営利法人又は個人で営業者の場合、公売保証金の返還を受ける際に必要です。ただし、公売保証金が5万円未満の場合は必要ありません。	
<b>そ の 他</b>	農業委員会等から交付された <b>買受適格証明書</b>	公売財産が <b>農地</b> 等の場合
	<b>委任状</b>	代理人が入札する場合 ※法人の代表権限を有しない方(従業員など)が 法人名で入札手続を行う場合も委任状が必要です。
	<b>共同入札代表者の届出書 及び代表者の印鑑</b>	数人が共同で入札する場合で、共同で入札をする 入札者の中から代表者を指名して入札手続をさ せるとき。
	<b>会社・法人の登記事項証明書等</b>	法人が入札する場合 ※「公売のしおり」 2(9) 参照

- 6 直前に公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。
- 7 物件が多数のため、終了までに時間がかかることがありますので予めご了承ください。

## お問い合わせ先

◎公売財産の詳細については、各執行機関へお問い合わせください。

お問い合わせの際には「不動産公売の件」とお伝えください。

- 前橋市 収納課 収納第四係 027-898-6230 (直通)
- 渋川市 納税課 特別収納推進室 0279-22-2390 (直通)
- 伊勢崎市 収納課 特別整理係 0270-27-8804 (直通)
- 榛東村 税務課 0279-54-2211 (代表)
- 吉岡町 財務課 税務室 0279-26-2238 (直通)
- 前橋行政県税事務所 収納第一係 027-234-1800 (代表)
- 伊勢崎行政県税事務所 収納第一係 0270-24-4350 (代表)